

随意契約理由書

1 業 務 名	トンネル火災発生時の新たな安全対策に関する調査研究業務
2 業 者 名	(一財) 阪神高速先進技術研究所
3	
<p>本業務は、阪神高速道路のトンネル火災時の安全性向上に資する新技術の開発ならびにその効果を検証し、既存トンネルへの新技術導入を目的として、各種耐火シートの物性や耐久性、耐火性に関する確認試験を実施し、排煙用ダクトとしての運用案を検討する。さらに、耐火シートによる排煙方式とは別に、トンネル火災時の安全性向上に資する新技術について検討資料を作成する。なお、高度な調査研究や審査に際しては有識者委員会を組織し、課題の抽出及び課題に対する審議を行う。</p> <p>したがって、本業務を行うにあたっては、</p> <p>① 阪神高速道路のトンネル換気・防災設備の検討経緯や動向に精通し、特にトンネル内火災時の安全性確保を目的とした設備運用に関して十分な技術的知見を有していること。</p> <p>② トンネル換気・防災に係る委員会運営等の実績を有すること。</p> <p>の両方が求められる。</p> <p>一般財団法人阪神高速先進技術研究所（以下、「当該研究所」という。）は、</p> <p>① 過年度に実施した業務において、阪神高速道路のトンネル安全対策にかかる基礎資料、非常用設備計画基準およびトンネル換気設計要領改定にかかる基礎資料等のトンネル防災等に関する資料収集・整理を行うなど、阪神高速道路のトンネル換気・防災に関する検討経緯や動向、ならびにこれらの設備運用に精通している。</p> <p>② トンネル換気・防災検討委員会を有し、同委員会の運営、資料作成補助等の実績を有している。</p> <p>よって、本業務の実施にあたり、当該研究所が有する特殊な知識と経験が不可欠であることから、本業務は当該研究所を契約の相手方として選定する。</p> <p>本業務の契約相手方として、一般財団法人阪神高速先進技術研究所を選定し、当該法人以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したところ、参加意思確認書の提出者がいなかった。</p> <p>よって、阪神高速道路株式会社契約規定第2条第2号の規定により、一般財団法人阪神高速先進技術研究所と随意契約するものである。</p>	
<p>阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。</p>	